6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hisaki Indo, Director General of Hokuriku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be lease : Lease and maintenance of Hokuriku Regional Agricultural Administration Office Administrative information system personal computer other 390 sets.

⑷　Lease period : From 1 October, 2017 through 30 September, 2021

⑸　Lease place : The places specified by the Obligating Officer.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade "A" or "B" in terms of qualification "Provision of services" at Kanto-Koshinetsu or Tokai-Hokuriku area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016, 2017 and 2018.

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺　Time limit for tender : 5 : 00 P.M., 21 August, 2017 (tenders submitted by mail : 5 : 00 P.M., 21 August, 2017)

⑻　Contact point for the notice : Kouei Ijiro, Procurement Section, Accounting Division, Hokuriku Regional Agricultural Administration Office, 2―2―60 Hirosaka Kanazawa city Ishikawa prefecture 920―8566 Japan. TEL 076―232―4194

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年6月30日

支出負担行為担当官

北海道開発局旭川開発建設部長　樺澤　孝人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発旭川第９号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量

旭川開発建設部管内　道路附属物で使用する電気（低圧）一式（電子入札対象案件）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　供給期間　平成29年11月１日から平成30年10月31日

⑸　供給場所　仕様書のとおり。

⑹　今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

①　旭川開発建設部管内　庁舎で使用する電気（高圧）一式　平成29年11月頃

②　旭川開発建設部管内　庁舎で使用する電気（低圧）一式　平成29年11月頃

③　旭川開発建設部管内　トンネルで使用する電気（高圧）一式　平成29年11月頃

⑺　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下第２位まで含むことができる。）に契約電力を乗じた金額及び使用電力量に対する単価（小数点以下第２位まで含むことができる。）に当局の提示する各月の予定使用電力を乗じた金額の各月の合計金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の１年間の総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については入札金額に含めないこととする。

⑻　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づき書類を提出した者を除く。）でないこと。

⑷　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑸　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑹　申請書等の受領期限の日から開札の時までの間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。

⑺　電子調達システムを利用する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒078―8513 北海道旭川市宮前１条３丁目３番15号　北海道開発局旭川開発建設部契約課上席契約専門官　髙橋　　章　電話0166―32―2379

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

政府電子調達（ＧＥＰＳ）

https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

上記３⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成29年８月１日16時00分

⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成29年８月22日14時00分

⑹　開札の日時及び場所　平成29年８月23日14時00分　北海道開発局旭川開発建設部第２会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。